○道路の供用の開始 公

告

平成26年8月19日 第 3 6 2 1 号

(道路維持課) ……6

目 次

告 示(第712号 - 第731号)	
○道路の区域の変更	(道路維持課)1
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)2
○道路の区域の変更	(道路維持課)2
○道路の供用の開始	(道路維持課)2
○道路の供用の開始	(道路維持課)2
○道路の区域の変更	(道路維持課)3
○道路の供用の開始	(道路維持課)3
○道路の区域の変更	(道路維持課)3
○道路の供用の開始	(道路維持課)3
○道路の区域の変更	(道路維持課)4
○道路の供用の開始	(道路維持課)4
○道路の区域の変更	(道路維持課)4
○道路の区域の変更	(道路維持課)4
○道路の区域の変更	(道路維持課)5
○道路の供用の開始	(道路維持課)5
○道路の区域の変更	(道路維持課)5
○道路の供用の開始	(道路維持課)5
○道路の区域の変更	(道路維持課)6
○道路の供用の開始	(道路維持課)6

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	6
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	7
○クリーニング業法に基づく研修の指定	(保健衛生課)	7
○クリーニング業法に基づく講習の指定	(保健衛生課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
選挙管理委員会		
○政治団体の設立届	(市町村支援課)	10
○資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	12
○政治団体の解散届	(市町村支援課)	13
○資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	14
○資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	15
○資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	15
告示		
Д Д		

福岡県告示第712号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小 川

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	
				朝倉市秋月野	鳥844番 1	6.2		

毎週火金曜日- 8577 福岡市博多区東公園7番7号- 0041 福岡市博多区吉塚八丁目2番15号 定期発行日 毎週火 〔発行〕〒812-8577 〔作成〕〒812-0041

(電話 092-643-3028) (電話 092-611-4431)

総務部行政経営企画課社 西日本新聞印刷

福岡県 株式会

		, án.		前	先から 朝倉市秋月野鳥844番2 先まで	~ 8.6	319.3
朝	倉	一般国道	322号	後	朝倉市秋月野鳥844番1 先から 朝倉市秋月野鳥844番2 先まで	6.9 ~ 85.7	319.3

福岡県告示第713号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

種	類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図	書	1	実話時代9月号	雑誌15277- 09	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を 著しく助長し、又 は青少年の非行を 誘発し、若しくは
図	書	2	実話ドキュメント 9月号	雑誌15115- 9	マイウェイ出版株式会社	助長し、その健全 な育成を阻害する おそれがある。

福岡県告示第714号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	一般	л. У	前	朝倉市長谷山 から 朝倉市千手33		8.2 ~ 22.0	96.0
朝倉	国道	322号	後	朝倉市長谷山 から 朝倉市千手33		12.0 ~ 22.6	96.0

福岡県告示第715号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

	上整備 答所名	路線名	供用開始の区間
朝	倉	322号	朝倉市長谷山325番1先から 朝倉市千手33番2先まで

福岡県告示第716号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

供用開始の区間

県土整備	路	線	abla	
事務所名	蹈	形	名	

南筑後 高 田 線 みやま市高田町飯江564番1先から 山 川 みやま市高田町飯江563番1先まで

福岡県告示第717号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般 400	443号	前	みやま市瀬高町下庄字筒 井1594番1 先から みやま市瀬高町下庄字筒 井1575番1 先まで	12.6 ~ 13.7	16.9
ド	国道	443 5	後	みやま市瀬高町下庄字筒 井1594番1先から みやま市瀬高町下庄字筒 井1575番1先まで	12.6 ~ 14.0	16.9

福岡県告示第718号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名 路線名 供用開始の区間 南筑後443号みやま市瀬高町下庄字筒井1594番 1 先から
みやま市瀬高町下庄字筒井1575番 1 先まで

福岡県告示第719号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	
			前	京都郡みやこ町犀川横瀬 194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊 良原459番1先まで	3.7 ~ 22.9	6,941.2	
- -	一般	496号·	前	京都郡みやこ町犀川横瀬 194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊 良原459番1先まで	11.5 ~ 115.0	6,930.2	
京築	国道	国道	国道	後	京都郡みやこ町犀川横瀬 194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊 良原459番1先まで	3.7 ~ 22.9	6,941.2
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬 194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊 良原459番1先まで	8.0 ~ 168.0	9,842.2	

福岡県告示第720号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京築	496号	京都郡みやこ町犀川下伊良原3番3先から 京都郡みやこ町犀川下伊良原1218番5先まで

福岡県告示第721号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
AL IC	旧冼	飯塚ぬ	前	飯塚市相田1086番1先から 飯塚市建花寺639番3先 まで	12.0 ~ 58.0	1,380.0
飯塚	県道	穂 波	後	飯塚市相田1086番1先から 飯塚市建花寺639番3先 まで	12.0 ~ 58.0	1,380.0

福岡県告示第722号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。 平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	福 岡 線 筑紫野	筑紫野市針摺西二丁目645番3先から 筑紫野市針摺中央二丁目206番6先まで

福岡県告示第723号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区	間	幅 員	延 長 (メートル)
#I7 Tot	旧冼	福岡如	前	筑紫野市針摺西 638番17先から 筑紫野市針摺西 645番3先まで		15.5 ~ 17.0	106.0
那一珂	到 県道 福 岡 線 筑紫野	後	筑紫野市針摺西 638番17先から 筑紫野市針摺西 645番3先まで		15.5 ~ 17.0	106.0	

福岡県告示第724号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
317 Tai	旧冼	福岡加	前	太宰府市吉松三丁目484 番1先から 太宰府市青葉台三丁目 484番2先まで	24.0 ~ 25.0	42.0
那一珂	県道	筑紫野	後	太宰府市吉松三丁目484 番1先から 太宰府市青葉台三丁目 484番2先まで	24.0 ~ 24.0	42.0

福岡県告示第725号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
AHV Tool	旧关	板付	前	春日市昇町一丁目79番2 先から 春日市昇町一丁目152番 1 先まで	8.8 ~ 13.8	132.3
那一珂	県道	牛 頸 線 筑紫野	後	春日市昇町一丁目79番 2 先から 春日市昇町一丁目152番 1 先まで	8.8 ~ 21.0	132.3

福岡県告示第726号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

	整備	路線名	供用開始の区間
那	珂	板 付 牛 頸 線 筑紫野	春日市昇町一丁目79番2先から 春日市昇町一丁目152番1先まで

福岡県告示第727号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
AUF Tod	旧光	久光西 妈	前	筑紫野市大字西小田578 番先から 筑紫野市大字西小田578 番3先まで	5.3	48.9
那一珂	県道	小田 線	後	筑紫野市大字西小田578 番先から 筑紫野市大字西小田578 番3先まで	6.5	48.9

福岡県告示第728号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月19日から開始する。

汨

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	久光西 小 田	筑紫野市大字西小田578番先から 筑紫野市大字西小田575番 3 先まで

福岡県告示第729号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南铁丝	旧光	高田ヶ	前	柳川市上宮永町401番5 先から 柳川市上宮永町408番3 先まで	6.2 ~ 8.9	43.0
南筑後	県道	柳川	後	柳川市上宮永町401番5 先から 柳川市上宮永町408番3 先まで	8.6 ~ 8.9	43.0

福岡県告示第730号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成26年8月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	高 田 線 柳 川	柳川市上宮永町401番5先から 柳川市上宮永町408番3先まで

福岡県告示第731号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成26年8月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整 事務所	 路線名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	福 岡 線 筑紫野	筑紫野市針摺西二丁目638番17先から 筑紫野市針摺西二丁目645番3先まで

公告

久留米市高野小森野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改 良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
龍頭 英晴	久留米市小森野三丁目9番2号

汨

뻮

 堤 有正
 久留米市小森野五丁目2番41号

 笠 正明
 久留米市小森野三丁目11番38号

2 退任監事

氏 名	住 所
髙田 光秀	久留米市小森野六丁目15番31号

3 就任理事

氏 名	住 所
堤 孝章	久留米市小森野三丁目10番31号
笠 英明	久留米市小森野三丁目12番52号
龍頭 哲郎	久留米市小森野三丁目8番32号

4 就任監事

氏	名	住 所
髙田 学		久留米市小森野六丁目15番30号

公告

次の加入区において平成22年8月福岡県告示第1350号により発生した指定漁船を普通 損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第 1項第1号の規定により平成26年8月16日を限り消滅したので、同条第2項の規定によ り公示する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 長井加入区

公告

次の研修をクリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定に基

づく研修として指定したので、公告する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地 公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター 福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 研修の開催期日及び会場

開催期日	会 場	会 場 所 在 地
平成26年10月12日(日)	福岡市健康づくり サポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
平成26年10月19日(日)	久留米商工会館	久留米市城南町15番地5
平成26年10月26日(日)	福岡県立飯塚研究 開発センター	飯塚市川津680番地41
平成26年11月9日(日)	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号

4 研修の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生1時間(0.5時間)洗たく物の受取、保管及び引渡し1時間(0.5時間)洗たく物の処理1時間(1時間)

繊維及び繊維製品 1時間(1時間)

注1 研修終了後、レポートの提出あり

注2 () は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5.000円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

汨

뻮

公告

次の講習をクリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 講習の開催期日及び会場

開催期日	会 場	会 場 所 在 地
平成26年11月2日(日)	福岡市健康づくり サポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
平成26年11月16日(日)	福岡県立飯塚研究 開発センター	飯塚市川津680番地41

4 講習の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生
 洗たく物の受取、保管及び引渡し
 洗たく物の処理
 繊維及び繊維製品
 1時間(0.5時間)
 1時間(1時間)
 1時間(1時間)

注1 講習終了後、レポートの提出あり

注2 () は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

4,500円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前

に通知するものとする。

公台

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成26年7月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 NPO法人ハートスタッシオン
- (2) 代表者の氏名藤本 蔦枝
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡市城南区片江五丁目1番45号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、社会全般に対して、一人一人が自由で健やかな生活を営むため、人 と関わり繋がっている場をつくり、グループワークや教育、研修、就労支援、メン タルヘルスの支援で、自己成長と真に自立(律)した人の育成と、関わる人びとの 触れ合い交流を促進する事業を行い、社会貢献に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年7月31日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

(田)

特定非営利活動法人発達障がい者就労支援ゆあしっぷ

(新)

NPO法人発達障がい者就労支援ゆあしっぷ

(2) 代表者の氏名

桑原 由美子、堀切 信代、松田 慶子、田中 康子及び岡 さゆり

(3) 主たる事務所の所在地 春日市桜ヶ丘三丁目52番地サーパス井尻403号

(4) 定款に記載された目的

(田)

この法人は、働きたいと願う発達障がいのある人々に対して、就労支援を行なうと共に、その家族や支援者及び地域社会に対して、発達障がいに関する研修や啓発活動を行い、もって発達障がい者の教育と福祉の充実に寄与することを目的とする

(新)

この法人は、働きたいと願う発達障がい等のある人々に対して、就労支援を行なうと共に、その家族や支援者及び地域社会に対して、発達障がい等に関する研修や 啓発活動を行い、もって発達障がい者等の教育と福祉の充実に寄与することを目的 とする。

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日 平成26年7月29日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人小郡東野スポーツクラブ

(2) 代表者の氏名石丸、雅史

(3) 主たる事務所の所在地 小郡市小郡994番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子供たちをはじめ広く地域住民に対して、サッカーを中心としたスポーツ及び文化の普及・発展に関する事業などを行い、これらを通じ、青少年の健全な育成、地域の発展及び市民の健康増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成26年7月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 特定非営利活動法人エシカルジャパン
- (2) 代表者の氏名高橋 義和
- (3) 主たる事務所の所在地

6

北九州市八幡西区星和町13番32号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、生涯を诵じて文化的な生活が送れるよ う、また誇りをもって地域で生きていくことができるように支援する事業を行ない 、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非 営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第 10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成26年8月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 特定非営利活動法人TFG
- (2) 代表者の氏名 工藤良
- (3) 主たる事務所の所在地 田川市大字伊田1524番地3
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校や引きこもり等の悩みを持つ青少年やその保護者に対して、 電話相談、面談相談、宿泊相談やフリースクール事業などを行うことで青少年の自 立を支援し、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非 営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第 10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成26年7月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会

(2) 代表者の氏名

柄澤 秀一

- (3) 主たる事務所の所在地 久留米市日吉町115番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、介護・福祉に関わる人々に対して、技術の研鑽や質の向上に関する 事業を行い、社会福祉サービスを充実させ、住みよい地域づくりに寄与することを 目的とする。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定に基づき、次の政治団 体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告 示する。

平成26年8月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

受付期間 平成26年5月1日~5月31日

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等 の区域を単位として 設けられる支部	届出年月日
自由民主党福岡県全管協ちんたい支 部	三好 修	田中 浩二	福岡市中央区今川1-1-1	0	平成26年5月26日

(1団体)

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いしはら浩二後援会	石原 浩二	石原 葉子	嘉麻市下山田字長野150-1	平成26年5月7日
いまむら太陽を育てる会	今村 太陽	村上 侑作	春日市春日3-54	平成26年5月13日
えとう真実とレインボープロジェク ト	江藤 真実	岡田 洋子	福岡市西区生の松原3-29-6	平成26年5月15日
大田満後援会	大田 満	高倉 力矢	福岡市早良区室見1-10-27	平成26年5月12日
小島きよと後援会	小島 清人	小島 良子	朝倉市小田771 - 1	平成26年5月7日
しろまる秀髙後接会	城丸 秀髙	城丸 喜美代	飯塚市大日寺492	平成26年5月2日
涼月会	小坪 慎也	中島 稔	行橋市今井3713-1	平成26年5月27日
谷口てるあき後援会	谷口 輝昭	谷口 政文	田川郡糸田町2161	平成26年5月13日
中村訓八後援会	青井 龍夫	栄 ひとみ	北九州市小倉北区白銀2-1-15	平成26年5月27日
まつおか久後援会	松岡 久	松岡 静江	田川郡糸田町4045-131	平成26年5月28日
森和也後援会	森 和也	森 和也	大野城市月の浦2-3-9	平成26年5月30日
やすなが浩之後援会	瀬口 学	加藤 哲夫	直方市知古1-6-1	平成26年5月30日
和神慧政塾	月足 和男	月足 和男	久留米市上津町2192-280-330	平成26年5月29日
(13団体)				

(13団体)

(3) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)の支部 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	------	--------	------------	-------

佐藤のぶあき後援会久留米支部	山口静男	尾花 勇一郎	久留米市本町2-23豊岡産業ビル3 F	平成26年5月16日
----------------	------	--------	------------------------	------------

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定に基づき、次の政治団体から 届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す 受付期間 平成26年5月1日~5月31日

平成26年8月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克 已

(1) 政党の支部

亚公里在 页点并	田執車項	内	容	異動年月日	豆山东日口
政治団体の名称	異動事項	新	旧	共動平月日	届出年月日
自由民主党田川市支部	主たる事務所の所在地	田川市大字弓削田3513-1	田川市川宮710-34	平成26年4月12日	平成26年5月20日
自由民主党福岡県第八選挙区支部	会計責任者	右田 秀一	山本 操一	平成26年5月20日	平成26年5月21日
自由民主党福岡県窯業支部	会計責任者	右田 秀一	山本 操一	平成26年5月20日	平成26年5月21日
民主党福岡県参議院選挙区第3総支 部	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	平成25年7月29日	平成26年5月23日
民主党福岡県第11区総支部	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	平成25年4月16日	平成26年5月30日
民主党福岡県第2区総支部	会計責任者	岩永 弥生	渡辺 龍馬	平成26年5月30日	平成26年5月30日

(6団体)

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内	容	異動年月日	届出年月日
政(百凹)体(7) 右(物)		新	IH		
麻生太郎後援会(麻生太郎と21世紀の会)	会計責任者	右田 秀一	山本 操一	平成26年5月20日	平成26年5月21日
いなとみ修二後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区野間 4 - 1 - 35グリーンマンション野 間107	福岡市南区野間 4 - 1 - 35	平成26年5月30日	平成26年5月30日
	会計責任者	岩永 弥生	渡辺 龍馬		

\equiv
2
~
-
Ш
ш
19
\circ
$\overline{}$
\mathbb{T}
_
∞
••
4 4 1
枡
ХН.
26
\approx
01
152
成
1
151
1
1-1

13

大安みさよ後援会	代表者	大安 美佐代	大山 政行	平成26年5月8日	平成26年5月8日
かわばた耕一後援会	主たる事務所の所在地	北九州市門司区大里戸ノ 上1-4-14-2 F	北九州市門司区大里戸ノ 上1-2-29-2 F	平成26年5月1日	平成26年5月22日
すみた和昭後援会	会計責任者	澄田 宣幸	片村 毅	平成26年5月12日	平成26年5月13日
たかせ菜穂子後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区徳力 2 -13-5	北九州市小倉南区徳力団 地2-2	平成26年5月25日	平成26年5月27日
田川薬剤師連盟	代表者	松本 栄一郎	大蔵 秀喜	平成26年5月23日	平成26年5月27日
	公職の種類	参議院議員	衆議院議員		
野田くによし後援会	公職の候補者の氏名及び 公職の種類	野田 国義、参議院議員	野田 国義、衆議院議員	平成25年7月29日	平成26年5月29日
福岡県行政書士政治連盟	会計責任者	平田 秀逸	早野 芳正	平成26年4月3日	平成26年5月26日
福岡県商工政治連盟芦屋 町支部	代表者	黒山 敏治	脇田 賢二	平成26年5月17日	平成26年5月26日
ふくおか市民政治ネット ワーク・北九州	代表者	畠山 恵美	吉田 純子	平成26年5月12日	平成26年 5 月14日
7 - 9 · 4L/L/III	会計責任者	吉田 純子	水野 美由紀		
> / わふ気の芒	代表者	大塚 龍昇	本河 知明	亚皮90年 4 月19日	平成26年 5 月15日
ふくおか緑の党	会計責任者	松本 道生	大塚 龍昇	平成26年4月12日	
	政治団体の名称	堀大助後援会	ほり大助後援会		
	主たる事務所の所在地	行橋市宮市町 4 - 2 - 3 F	行橋市宮市町4-9		
	代表者	堀 大助	原田 政照		
堀大助後援会	国会議員関係政治団体の 区分	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	法第十九条の七第一項第 二号に係る国会議員関係 政治団体	平成26年5月13日	平成26年5月15日
	公職の候補者の氏名及び 公職の種類		堀 大助、衆議院議員		
山本まりと"住みたいまち"をつくる会	会計責任者	吉田 純子	水野 美由紀	平成26年 5 月12日	平成26年5月14日

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体解散届 があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克已

受付期間 平成26年5月1日~5月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
生活の党福岡県第4区総支部	平成26年3月5日	平成26年5月15日
日本維新の会衆議院福岡県第11選挙区支部	平成26年4月24日	平成26年5月30日
民主党福岡県第5区総支部	平成26年5月20日	平成26年5月30日
(3団体)		

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
維新飛幡伊藤真二後接会	平成25年12月31日	平成26年5月9日
一尾やすし後援会	平成25年12月31日	平成26年5月29日
大峰重美後援会	平成25年12月31日	平成26年5月14日

敬政会	平成26年3月5日	平成26年5月15日
田川政経文化フォーラム	平成26年5月8日	平成26年5月21日
ようふ正利後援会	平成26年5月1日	平成26年5月16日
吉崎順一後援会	平成26年5月9日	平成26年5月9日
吉野英史後援会	平成26年5月9日	平成26年5月9日
和神慧政塾	平成25年12月31日	平成26年5月29日

(9団体)

(政党以外のその他の政治団体の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日	
佐藤のぶあき後援会久留米支部	平成26年3月31日	平成26年5月16日	

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第19条第2項の規定に基づき、次の公職の 候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次の とおり告示する。

平成26年8月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克已

受付期間 平成26年5月1日~5月31日

資金管理団体 指定の届出を した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
井上 正則	大野城市議会議員	井上まさのり後援会	大野城市南ケ丘7 - 4 - 13	井上 正則	平成26年5月24日	平成26年5月26日
瓜野 かをり	川崎町議会議員	うりのかをり後援会	田川郡川崎町大字池尻321-1	瓜野 かをり	平成26年5月24日	平成26年5月26日
江藤 真実	福岡市議会議員	えとう真実とレイン ボープロジェクト	福岡市西区生の松原3-29-6	江藤 真実	平成26年5月5日	平成26年5月15日
大田 満	福岡県議会議員	大田満後援会	福岡市早良区室見1-10-27	大田 満	平成26年5月9日	平成26年5月12日
大安 美佐代	小竹町議会議員	大安みさよ後援会	鞍手郡小竹町大字勝野1778-3	大安 美佐代	平成26年5月24日	平成26年5月26日
古賀 澄雄	柳川市議会議員	古賀澄雄後援会	柳川市三橋町正行192-7	古賀 澄雄	平成26年5月24日	平成26年5月26日

火曜日
Ш
19
円
∞
併
26
成
1

笹栗 純夫	糸島市議会議員	笹栗純夫後援会	糸島市前原中央1-5-28ロフティ前原中央 905号	笹栗 純夫	平成26年5月24日	平成26年5月26日
芝尾 郁恵	古賀市議会議員	芝尾郁恵後援会	古賀市花鶴丘3-10-175	芝尾 郁恵	平成26年5月24日	平成26年5月26日
城丸 秀髙	飯塚市議会議員	しろまる秀髙後援会	飯塚市大日寺492	城丸 秀髙	平成26年4月30日	平成26年5月2日
田中 秀孝	直方市議会議員	田中秀孝後援会	直方市大字山部725-14	田中 秀孝	平成26年5月24日	平成26年5月26日
中野 嘉徳	遠賀町議会議員	中野よしのり後援会	遠賀郡遠賀町老良64	中野 嘉徳	平成26年5月24日	平成26年5月26日
吉岡 恭利	田川市議会議員	吉岡恭利後援会	田川市本町2-2	吉岡 恭利	平成26年5月24日	平成26年5月26日

(12団体)

福岡県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体届 出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する 平成26年8月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克 已

受付期間 平成26年5月1日~5月31日

資金管理団体届出事項の異動	公職の種類	次合等理団体の対抗	思熱車項	内	容	異動年月日	届出年月日
の届出をした者の氏名	公職の俚類	資金管理団体の名称 異動事項 新 旧		IΗ	共動平月日	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
稲富 修二	衆議院議員	いなとみ修二後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区野間 4 - 1 - 35グリーンマンション野間107	福岡市南区野間 4 - 1 - 35	平成26年5月30日	平成26年5月30日
川端 耕一	福岡県議会議員	かわばた耕一後援会	主たる事務所の所在地	北九州市門司区大里戸ノ 上1-4-14-2 F	北九州市門司区大里戸ノ 上1-2-29-2 F	平成26年5月1日	平成26年5月22日
新上 健一	北九州市議会議員	新上健一政経会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区中央1 -2-3-906号	北九州市八幡東区祇園3 丁目11-4	平成26年2月1日	平成26年5月13日
野田 国義	参議院議員	野田くによし後援会	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	平成25年7月29日	平成26年5月29日

(4団体)

福岡県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体指 定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成26年5月1日~5月31日

法第19条第3項第1号による届出

平成26年8月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克已

資金管理団体の指定の取消し の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
伊藤 真二	北九州市議会議員	維新飛幡伊藤真二後援会	伊藤 真二	平成25年12月31日	平成26年5月9日
大峰 重美	福津市議会議員	大峰重美後援会	大峰 重美	平成25年12月31日	平成26年5月14日
古賀 敬章	衆議院議員	敬政会	古賀 敬章	平成26年3月5日	平成26年5月15日
吉崎 順一	宮若市議会議員	吉崎順一後援会	吉崎 順一	平成26年5月9日	平成26年5月9日
吉野 英史	宮若市議会議員	吉野英史後援会	吉野 英史	平成26年5月9日	平成26年5月9日

(5団体)